

非稼働病床の現況について ( 三島 二次医療圏)

資料2-3

※過去1年間一度も稼働していない病床を有する病院または過去1年間病床が一度も稼働していない有床診療所（非稼働病床という）

	医療機関名	所在市区	非稼働病床の状況			計画		
			病床数	非稼働になった時期	稼働できない理由	計画内容	達成時期	計画の詳細
1	北大阪ほうせんか病院	茨木市	106床	令和5年度	2病棟、3病棟のある建物は築40年以上の建物であり、患者の療養環境改善の為に、リノベーション工事を実施する為。	再稼働する。	令和6年度中	2024年10月に2病棟、3病棟のリノベーション工事が完了し、11月から再稼働している。
2	医療法人友絃会 彩都友絃会病院	茨木市	19床	令和5年度	専門病院入院基本料の施設基準を満たせなくなるため、やむなく非稼働としている。	再稼働する。	令和6年度中	2024年9月1日に4階病棟を「専門病院10対1入院基本料」を「障害者施設等10対1入院基本料」へ変更し、がん患者以外の患者の受け入れを行っている。
3	大阪医科薬科大学病院	高槻市	44床	令和4年度	病院本館の建築中であり、建築期間中に限り一時的に休棟としている。	再稼働する。	令和7年度中	2025年7月に病院本館の本格稼働を予定しており、当該病棟については病院本館の稼働に合わせて稼働を予定している。
4	高槻赤十字病院	高槻市	34床	令和3年度	看護職員の不足により、施設基準を満たせなくなるため、やむなく非稼働としている。	再稼働する。	未定	次期末定であるが、将来的に建替を検討している。非稼働病床については、現在職員確保に注力しており体制が整い次第再開の検討を進めている。
5	医療法人 大崎医院	茨木市	5床	平成15年度	母体保護法指定医であり母体保護法上、指定には入院施設が必要である為に入院病床が必要である	病棟を削減する又は無床診療所とする。	未定	母体保護法指定医を返納した際には入院病床の必要がなくなる為に無床診療所のする予定です